

家屋の異動があったときは届け出が必要です

次のようなときは、「家屋異動届出書」の提出が必要です。届出書は町税務課に備え付けてありますので、該当する場合は提出をお願いします。

- ①住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき
- ②売買や相続等により、登記されていない建物の所有者を変更したとき
- ③10平方メートル程度の小規模な増築、改築をしたとき

■固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です

土地・家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況で課税されます。年の途中で所有者や床面積等を変更しても、その年の1月1日現在の所有者、面積等に課税されます。

■土地家屋調査にご協力をお願いします

町税務課では、土地や家屋の調査のために関係者の敷地内に立ち入ることがあります。ご協力をお願いします。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

住民生活課

全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、美郷町以外の地域でも行われますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

実施日時 ● 12月4日(水) 午前11時ころ

伝達手段 ● 防災行政無線

放送内容 ● ①上りチャイム音、②「これは、Jアラートのテストです。」×3、③「こちらは、防災美郷町役場です。」、④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

雪下ろし安全講習会を開催します

雪下ろし中の事故防止を目的に安全講習会を開催します。毎年、雪下ろし中の重傷事故、死亡事故が多発していますので、積極的にご参加ください。

日 時 ● 12月12日(木) 午後1時30分～

会 場 ● 美郷町公民館 2階メディアルーム

内 容 ● 講話、安全作業実技講習

申込方法 ● 下記へ電話でお申し込みください。

申込期限 ● 12月10日(火)

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

企画財政課

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)

※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内の額とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

※改修内容等によっては補助の対象とならない場合がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集しています。

申請先 ● 町企画財政課

※随時受け付けています。

品目数 ● 制限なし

手続方法 ● 初めて申請する事業者

- ① 町企画財政課へ資料請求
 - ② 事業内容等を確認後、各種書類を提出
- すでに承認を受けている協力事業者**
- ① 記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・ 事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・ 美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・ 税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・ 町内で生産、加工または製造されているもの
 - ・ 町内の原材料を使用しているもの
 - ・ 町内で提供されるサービスであるもの
- ※上記の内容は要件の一部です。
※お礼の品は、発送期間が限定される品(期間限定商品)の申請も可能です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすることができます。

美郷町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています!この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。

詳しくは、「秋田県美郷町ふるさと納税」、「秋田県美郷町ふるさとチョイス」、「秋田県美郷町楽天ふるさと納税」で検索!

活力ある地域づくり推進事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、過去3回補助金の交付を受けた事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費があり

ます。また、実施団体や内容によっては対象とならない場合がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)。

